

「大阪府警察障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応規程の改正（案）」に対する府民意見等と大阪府警察の考え方について

○募集期間：令和6年2月9日（金曜日）から令和6年3月11日（月曜日）まで

○募集方法：電子申請、郵送、ファックス

○募集結果：1名の個人から1件の意見提出がありました。

	意見等	回答
1	<p>今回国の基本方針・対応要領において、「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」が記載されたことも理由にあるのか、大阪府警察の職員対応規定・通達にも、同様の記載が新たになされている。</p> <p>このような記述があることで、拡大解釈される恐れは常にあり、具体的な事例は書かない方がよいので、削除していただきたい。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条において、地方公共団体の機関は、基本方針に則して対応要領を定めるものとされており、法改正に伴い策定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）には、御指摘いただいた事例と同様の項目及び記載がございます。</p> <p>本規程案には、不当な差別的取扱いについては、「記載されている例は、あくまで例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断する必要があること及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には、別途検討する必要があることに留意するものとする。」、合理的配慮については、「記載されている例は、あくまで例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断する必要があることに留意するものとする。」旨併せて記載しております。</p> <p>頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>